

議案第71号

新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例の一部を改正する条例の制定
について

新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

平成29年12月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例の一部を改正する条例

新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例（昭和46年条例第19号）の一部を次
のように改正する。

題名を次のように改める。

新居浜市立学校等体育施設照明設備使用料条例

第1条中「市立学校体育施設」を「市立学校及び新居浜市生涯学習センター若宮学習
館の体育施設」に改める。

第4条中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	単位	使用料
運動場の照明設備	1回	1,000円
体育館の照明設備	1回	200円
武道場の照明設備	1回	100円

備考

- 1 「1回」とは、連続する3時間以内の使用をいう。
- 2 使用が連続して3時間を超える場合は、当該超える時間3時間までごとの使用をそれぞれ1回の使用とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条の改正規定 公布の日

(2) 題名及び第1条の改正規定 平成30年4月1日

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成30年4月1日以後の市立学校及び新居浜市生涯学習センター若宮学習館の体育施設に設置された照明設備の使用に係る使用料について適用し、同日前の市立学校体育施設に設置された照明設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

市立学校の運動場の照明設備使用料の額を改定するとともに、新居浜市立若宮小学校の体育施設の照明設備使用料を廃校後においても現行と同様に徴収するため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。